

令和 6 年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する
技術的事項検討会議（第 3 回）
議事録

1. 日時 : 令和6年6月12日(水) 10:00-12:00
2. 場所 : WEB 会議
3. 出席者 :

委員 (◎座長)

肴倉 宏史 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
(試験評価・適正管理研究室) 室長 (研究)

鈴木 道夫 橋元綜合法律事務所 弁護士

高岡 昌輝 京都大学大学院
工学研究科都市環境工学専攻 教授

◎寺園 淳 国立研究開発法人 国立環境研究所資源循環領域
上級主席研究員

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課

事務局 株式会社 Ahmy

非鉄金属リサイクル全国連合会リサイクル環境推進部会 部会長、東港金属株式会社 代表取締役 福田隆

4. 議事次第

1. 開会
2. 議事
 - (1) e-waste に関するバーゼル条約附属書の改正について
 - (2) 第1回検討会議で提示した議論いただきたい内容について
 - (3) 廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について

5. 配布資料

資料1 e-waste に係る課題について（非鉄金属リサイクル全国連合会）

参考資料 1 令和 6 年度特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する技術的事項検討会
議（第 2 回）議事録

6. 議事概要

1. 開会

3つ目の議題である「廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について」に関して、特定企業の詳細な処分技術に関する内容等が含まれうる議題となっているため、環境

省より非公開で議論することを提案し、寺園座長より各委員に確認したところ、全ての委員は、異議なしと回答した。このため、非公開にて開催した部分の議事概要を、個別の企業の情報に配慮した形で当該議事録にて公開する取扱いとした上で、３つ目の議題は非公開で議論されることが決定した。

2. 議事

(1) e-waste に関するバーゼル条約附属書の改正について（公開部分）

非鉄金属リサイクル全国連合会リサイクル環境推進部会部会長福田隆氏より資料１の説明。

委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：資料１の１ページ目の「2019 年バーゼル法改正」とは、2017 年改正のことを指しているか。

非鉄全連（福田）：そのとおり。

寺園座長：2017 年のバーゼル法改正以降のお話を詳しくご説明いただいたと承知。また補足として、資料１の１ページ目の②については、バーゼル法と廃棄物処理法を同時に改正し、廃棄物処理法においては有害使用済機器の区分を作ることで、国内においては不適正輸出へ対応したと理解している。一方、同時期に中国の National Sword があり、これを発端として、特に東南アジアにおける不適正輸入の規制強化や、国際的な輸出入規制の強化、またプラスチックにかかる附属書改正にもつながっていた。よって、法改正直後頃は、日本の法改正よりも中国の輸出入規制によって、不適正輸出は収まりつつあったといえるのではないか。このような流れで、中国の業者が日本に参入してきたり、輸出先を中国以外にする事業者が出てきたと考えられる。④において一部 LIB の中古品の輸出が記載されているが、LIB や⑤の PV パネルの輸出というのは、2017 年当時はあまり話題にならなかったものの、最近事例として加わりつつあると理解。③の ZORBA は業界用語として使われていると理解しているが、ご説明からは ZORBA の状態はアルミ主体であるがまだ異物が多く、Twitch になるとアルミの純度が上がると理解。バーゼルの手続規制として、ZORBA は規制対象で、Twitch は規制対象外とはなっていないため、業界用語とバーゼルの条約の基準は分けて考える必要があるのではと史料。

高岡委員：一つ目に、１ページ目の①に「鉛バッテリーの違法な分解」と記載があるが、法律上、単鉛の輸出自体は正式な手続きを踏めば可能であるため、「違法」な分解が何を指すのかははっきりとさせてほしい。二つ目に、国内において ZORBA を循環させられるキャパシティが十分にあるという認識だが、あっているか。

非鉄全連（福田）：まず、鉛バッテリーに関しては、ヤードにおいて鉛バッテリーの蓋を開けて希硫酸を取り出し、排水処理をせずに土壌浸透させている業者が一部いると聞いている。「違法な分解」とは、廃酸処理や、プラスチックの

ケースを適切に処理せずヤードの中で積み上げていること等を指している。次に、ZORBA については、アルミと導電性のある金属が選別の際に一緒に飛んでしまい、基板や銅の一部、プラスチックなどが混ざってしまう。全ての ZORBA をリサイクルできるだけのカパシティが国内にあるかどうかは分からないが、リサイクル材に対するニーズの高まりを受けて ZORBA を再選別するカパシティが増えてきている。よって、ZORBA を輸出する際に手続規制がかかることになれば、段々とカパシティの増加も追いついてくるのではと認識してる。

高岡委員：シュレッダーハンマー等の機械は、届出を出して許可を得る必要があるのか。

非鉄全連（福田）：廃棄物ではないものをシュレッダーにかけている場合には、廃棄物処理法上の届出は必要ないが、工場自体の認可が必要になる。

高岡委員：工場の認可を取っていない事業者がいるという認識か。

非鉄全連（福田）：許可を得ずに機械のみを置いて操業している事例があると思料。

鈴木委員：建築基準法違反をしているようなヤードについては、不適正処理と連動している事例が多いため、ヤード条例の中で建築基準法を重視しているという理解だが合っているか。また、ヤード条例の運用の実態について、もう少し情報があれば共有いただきたい。

非鉄全連（福田）：千葉県が県内の 500 箇所程度もあるヤードを 1 年で全箇所回り調べたところ、建築基準法違反者と、違法解体者や労働基準法違反者がそれなりに連動していたと聞いている。よって、まず建築基準法で網掛けをするのが適切なのではと千葉県が認識されているよう。一方で、別の自治体では、建築基準法だけではなく、各県の県警が動いているような、盗難されたスクラップを保管しているヤードや、近隣からのクレームがあったヤードについても立ち入りをしている事例があると聞いている。

寺園座長：福田氏のご説明になった部分について、廃棄物処理法では不適正ヤードがあった場合、有害使用済機器の届出がなされている施設に対しては、処分あるいは保管の内容が適切かどうか、都道府県が立ち入り検査することができるが、それ以外については、建築基準法に基づいて確認することもあり、この方法が妥当かどうかは別として、ニッチなところに対応せざるを得ない現状があると思料。2017 年のバーゼル法改正の際も、類似する議論があった記憶であり、有価物の場合は、施設の設置や作業に制限がないため、希硫酸を捨てているというほど明確な事実があれば廃棄物処理法で対応ができるが、それ以外は建築基準法や労働基準法の確認になってしまい、総括的にリサイクル施設の妥当性、適正性を十分に測れていないのでは、と個人的に思っている。今回の検討会議だけでなく、不適正ヤードやリサイクル全体への対応の仕方を検討していく場が必要である。

（２）第 1 回検討会議で提示した議論いただきたい内容について（公開部分）

環境省より、第 1 回検討会議の資料 3 のページ 29 である、「本日ご議論いただきたい内

容」を再掲した。

委員のコメントは以下のとおり

寺園座長：4つの重要な議題があり、短時間で具体的な議論を深めることは難しいと思うが、ご意見有れば頂戴したい。

高岡委員：二番目の e-waste について、バーゼル法改正の際に、家電4品目、小型家電28品目、プラス4品目が規制対象に入ったが、このバーゼル条約附属書改正のタイミングで規制対象の範囲を広げることについても考える必要があるのではと考える。先ほどの福田氏の説明においても、同様の指摘をされているように感じた。また、四番目の不適正ヤードに関して、先ほど実体的な話を聞いたが、もし環境対策として不十分な実態があるのであれば問題であると考え、自治体が条例で規制するだけでなく、国としても何らかの対策を考えるべきと史料。バーゼル法で対応することが難しい問題については、何らかの他の国内法令を改正していかないと対応出来ないため、今後考えていくべきではと史料。

鈴木委員：三番目について、本検討会議第一回において議論した際に、バーゼル法と廃棄物処理法の行政処分の違いについて議論した。廃棄物処理法については、輸出の未遂罪や予備罪が罰則として規定された上で、疑い物（廃棄物であることに疑いのある物）について措置命令あるいは立ち入り検査が可能という規定がある。一方で、バーゼル法には既に輸出した物に対しては措置命令が可能と規定されているが、未遂罪・予備罪の規定がなく、取り得る処分に限界がある。ただし、法律としては、バーゼル法においても輸出する前の物に対して措置命令や報告徴収を規定することは可能なのではないかと議論したと認識している。廃棄物処理法の一般的な行政処分の指針においても、18条の報告徴収と19条の立ち入り検査を最大限に使うことで、不適正案件を事前に防止するというのが、実務として定着している。よって、バーゼル法においても罰則をもう少し強化していくことについて、検討の余地があるのではと思われる。

寺園座長：バーゼル法改正を検討する場合には、バーゼル法の共管である経産省との調整も必要である。

肴倉委員：高岡委員や鈴木委員のご発言をまさにその通りと史料。四番目の国内のヤード問題に関しては、限定的に廃棄物処理法の中で対応している理解しているが、環境汚染防止という観点からも、より踏み込んだ国レベルでの対応ができるように変えていく必要がある。バーゼル法の未遂罪の問題に関しても、何かしらの国内の法令で対応し、不適正案件を未然防止できるような仕組みを作らないといけないと史料。

寺園座長：四番目の不適正ヤードについては、大きな方向性の話であるが、委員の皆様からコメントいただいたように、不適正な輸出入および国内での不適正なリサイクル

活動の規制強化の必要性について確認できた。一方で、基板などの e-scrap については、日本国内で適正なリサイクルが可能であるため、輸入を促進し国際的な資源循環に貢献できる。この二つの方向性を 2017 年のバーゼル法改正の際も議論してきた。この二つの方向性は変わっていないと思うが、鉛蓄電池の輸出先で不適正処理問題、プラスチックや e-waste にかかるバーゼル条約附属書改正への対応など、個別の議論への対応も発生する中で、大きな方向性の議論をしようとする、循環基本計画の改正や関連法についても議論が及び、この検討会議だけでは時間が足りない。要点を絞ってどういう対応が必要なのかまとめていきたい。

(3) 廃鉛蓄電池の輸出先での処理に係る技術的検討事項について（非公開部分）

環境省より、第 2 回の検討会議で委員の先生方に回答できていなかったいくつかの論点について今回説明を行った。この説明を踏まえて、個別事業者の廃鉛蓄電池輸出の方針について、各委員から意見を聴取した。

非公開部分については、本件について知見を持つ個別事業者も参加した。

議論の概要は以下のとおり

委員より、以下の内容を踏まえて、範囲省令の基準を下回らないことから、環境省が輸出先国への通告を実施することに異議はないとの意見が出された。

- ・ 個別事業者の持つ技術により、鉛精錬で発生したスラグ中の重金属の溶出値を日本の法令に基づく溶出基準まで低減すること。
- ・ スラグ中の重金属の溶出値の低減を継続的に実施できる体制であること。
- ・ 処分場が、実質的に日本の管理型処分場と同等の構造及び維持管理となっていること。

以上に加えて、実際の管理体制を確認するため、環境省が現地確認を行うこと、及び継続的な実施体制があることを確認するため、環境省に対し定期的に報告することを求めるべきとの意見が出された。

4. 閉会

環境省：本日予定した議事は以上である。有意義かつ活発な議論を賜り感謝申し上げる。本日の議事録は委員への確認後、環境省のウェブサイトに掲載する。以上で第 3 回の検討会議を終了する。次回第 4 回の検討会議は 7 月 31 日に行うこととする。